

ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、直ちに撤退するよう求めます

2022年3月3日

東京私大教連中央執行委員会

ロシアのプーチン大統領は2月24日、ウクライナに対する軍事侵攻を開始した。キエフやオデッサなど多くの街々が破壊され、民間人にも多数の犠牲者が出ている。主権国家に対する野蛮な軍事侵略であり、世界の平和と安全、国際秩序を揺るがす暴挙にほかならず、私たちは断固として抗議するものである。

国連憲章2条4項は、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」としている。同51条が定める自衛権の例外をプーチン大統領は主張するが、ウクライナによるロシアへの武力攻撃発生が迫っていた事実はなく正当性はない。

また、ウクライナ東部の「ドネツク人民共和国」「ルガンスク人民共和国」からの要請という口実も、その2地域を独立国とみなすロシアの一方的な措置に国際法上の有効性はなく、ましてやキエフなどウクライナ東部地域以外へ軍事侵攻を行う根拠にならないことは明確である。「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」（国連憲章24条）を負う安全保障理事会の常任理事国にあるまじき行為である。

またプーチン大統領は、核兵器大国であることを誇示して、その使用を辞さないとの言動で世界を威嚇している。これは核兵器禁止条約が禁止する核兵器による威嚇そのものであり、全人類・全生命への敵対行為である。断じて容認できるものではない。

私たちはロシアが直ちに軍事侵攻を中止し、ウクライナ領内から撤退することを求める。また、日本政府に対し、憲法9条を活かした外交努力で、国際社会とともに、平和的手段による解決に向けて全力を尽くすよう求めるものである。

以 上